

決議案第 1 号

須田弘樹副市長に対する辞職勧告決議案

須田弘樹副市長に対する辞職勧告に関し、次のとおり決議する。

令和 7 年 3 月 24 日 提出

守口市議会議員	松	本	満	義
同	高	島		賢
同	池	嶋	一	夫

記

須田弘樹副市長に対する辞職勧告決議

令和6年12月、「社会教育関係団体補助金に関する事務調査特別委員会」の調査報告を踏まえ、地方自治法に規定する副市長としての職務を遂行しているとは言えず、その資質に重大な疑問を抱かざるを得ないことから、須田弘樹副市長に対する辞職勧告決議が議会において可決された。

その後、令和7年2月、市政運営方針において、市長から新体育館整備事業の断念が唐突に表明されたわけであるが、将来のまちづくりに関わる重要な事業の方針転換であるにも関わらず、令和6年10月にすでに新体育館の整備は行わないと執行機関において意思決定されていたことが議会の追及により判明し、さらには今議会を迎えるまで十分な時間がありながら、事業断念はもちろんのこと、その判断に至る根拠や検討状況などが執行機関から組織的かつ計画的に説明されることは一切なく、今議会においても大きな混乱を招くこととなっている。また、社会教育関係団体補助金については、議会において可決された「社会教育関係団体補助金に関する事務調査特別委員会」の調査報告を、執行機関内部で十分に踏まえ真摯に検討されたとは到底考えることのできないかたちで、令和7年度予算が計上されており、さらには、事務調査特別委員会において最も問題とされた市スポーツ協会、及びその他スポーツ関係団体に対する補助金についても不透明な支出実態を把握していながら、まったくもって議会への主体的な報告がなく、議会の議決や指摘を無視するかのような議会軽視の市政運営が繰り返されており看過できない状況となっている。

これら重要な事案に関し、須田副市長は、部局に指示をしているなどといった答弁に終始し、令和6年12月の辞職勧告決議の可決以降も、自ら主体的に議会との調整を行おうとする姿勢や行動は一向に見られず、極めて無責任な態度を示している。したがって、未だ市長の補佐として執行機関内部を統括、統率できていないばかりか、最も求められる議会との調整能力が欠如しており、副市長として失格と判断せざるを得ない。

よって、守口市議会は、須田弘樹副市長に対し、副市長の職を速

やかに辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和 7 年 3 月 24 日

守 口 市 議 会